

令和7年度 佐賀県獣医師修学資金のご案内

佐賀県では、獣医系大学卒業後、佐賀県内で産業動物獣医師または県職員として従事しようと考えている学生の皆さんに対し、修学資金を貸与し、学生生活を支援します。

佐賀県獣医師修学資金（県事業）

<就業先条件>

●佐賀県職員

（ 農林水産部局：家畜保健衛生所、畜産試験場 等
健康福祉部局：保健福祉事務所、食肉衛生検査所 等 ）

●家畜診療施設（農業共済組合 等）

1. 募集人数

1名

2. 提出期限

応募締切日	申請書類提出期限	面接
11月21日（必着）	12月5日（必着）	12月中旬～12月下旬 実施予定

3. 対象者

獣医学課程のある大学において、獣医学を専攻する者。

4. 修学資金制度の概要

（1）貸与期間

修学資金の貸与決定した年度の4月から6年生の3月までとします。

※ただし、休学、停学、留年等の期間は貸与停止となる場合があります。

（2）貸与額

月額10万円

月額20万円（私立大学生に限る）

（3）修学資金貸与者の選考

修学資金の貸与者の選考は、書類審査及び面接試験により行います。面接試験の日程と場所については、応募者に直接連絡します。また、選考の可否に関わらず、申請者全員に結果を通知します。

- (4) 獣医師免許取得後、就業先条件の就業先で貸与期間の3/2倍（貸与月額10万円の場合）又は5/3倍（貸与月額20万円の場合）の期間従事すれば、修学資金の返還が全額免除されます。

5. 修学資金の返還

以下のような場合には、貸与金額にそれぞれ加算金を加えて全額一括返還となります。なお、返還請求を通知した日から3か月以内に返還されなかった場合は、延滞利子を加えて全額一括返還となります。

- (1) 佐賀県知事が修学資金貸与者として適当でないと認め、修学資金契約を解除、又は修学資金の貸与の取り消しをしたとき。
- (2) 獣医師国家試験受験資格を取得した日から、2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。
- (3) 獣医師免許取得後1年以内に、就業先条件の就業先で業務に従事しなかったとき。
- (4) 従事期間が修学資金の貸与期間の3/2倍の期間（貸与月額10万円の場合）又は5/3倍の期間（貸与月額20万円の場合）に達せず、途中で辞めたとき。

<加算金>

年10.95%

<延滞利子>

年14.5%

4. 応募方法

別添応募用紙を佐賀県畜産課あて郵送にて提出ください。
申請手続きについて、こちらからご連絡いたします。

(様式)

令和 7 年度 佐賀県獣医師修学資金貸与事業応募用紙

【提出日： 年 月 日】

ふりがな		生年月日	
氏 名			
現住所	〒		
電話番号		メール アドレス	
学校名		学科名	
学年			
貸与希望額 (希望額に○を 付ける)	月額 1 0 万円 ・ 月額 2 0 万円 (私大生に限る)		

令和 7 年度佐賀県獣医師修学資金の貸与を希望します。

< 修学資金制度 >

佐賀県獣医師修学資金（県事業）

< 就業先条件 >

●佐賀県職員

（ 農林水産部局：家畜保健衛生所、畜産試験場 等
健康福祉部局：保健福祉事務所、食肉衛生検査所 等 ）

●家畜診療施設（農業共済組合 等）

【提出先及び問合せ先】

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1 丁目 1 番 59 号

佐賀県農林水産部畜産課（衛生担当）

Tel 0952-25-7122 Fax 0952-25-7309

メール：chikusan@pref.saga.lg.jp

※応募用紙受理後、申請手続きの詳細については、当方よりご連絡いたします。